

平成 25 年 6 月 1 日

第 3 号議案 「定款施行細則」第 9 条の改訂について

「定款施行細則」第 3 章第 9 条第 6 項

「6. 前 5 項の提案は、定時理事会の過半数の賛成をもって承認されるものとする。また承認された特任理事は「定款」第 3 章第 15 条に定める役員定数の枠外とし、理事会・社員総会での議決権は持たないものとする。」を削除する。